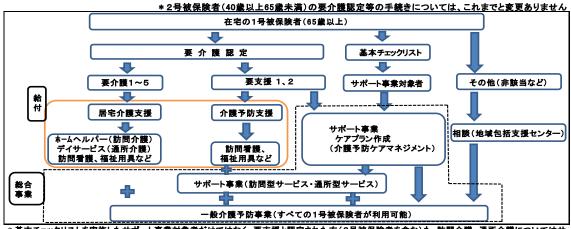
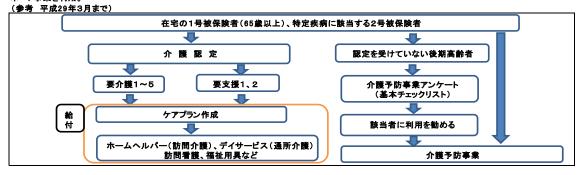
1 サポート事業の対象者と手続きの概要



* 基本チェックリストを実施したサポート事業対象者だけではなく、要支援と認定された方(2号被保険者を含む)も、訪問介護、通所介護についてはサポート事業を利用。



2 総合事業で提供するサービス等一覧

		吹田市高	「齢者安心・自信サ	ポート事業		一般介護予防事業
種別	介護予防ケアマネジメント		訪問型サービス		通所型サービス	
作品が	ケアマネジメントA (サポートケ アマネジメント)	ケアマネジメントC (はつらつケ アマネジメント)	訪問型サポート サービス	訪問型短期集中 サポートサービス	通所型サポート サービス	
内容	介護予防支援と 同様のケアマネジ メント ※保険(予防)給 付のサービス利用 がある場合は、ケ アプランも保険 (予防)給付(介 護予防支援)	初回のみケアプラン作成のケアマネ ジメント	現行の介護予防訪問介護と同等のサービス	専門職が訪問し、機能の回復、向上に重点を置き、生活上の不安、不便を軽減す助ための指導、助言を行う(通所型サポートサービスと併用)	現行の介護予防通所介護と同等のサービス	「吹田市民はつら つ元気大作戦」と して、地域包括支 援センターが予防
提供方法	居住地域を担当 する地域包括支 援センター (一部ケースを居 宅介護支援事業 所に委託)	居住地域を担当 する地域包括支 援センター	吹田市が指定す る事業者	市雇用の 作業療法士	吹田市が指定する 事業者	について相談を受け、適切な教室・ 講座や住民主体 活動などへの利 用を支援する
幸促酉州	・継続ケース: 4,661円 ・新規ケース: 7,913円 ※居宅介護支援事業所に委託 する場合の委託 料単価も現行と 同等とする	・継続ケース: 4,661円 ・新規ケース: 7,913円	・週1回程度: 1,168単位 ・週2回程度: 2,335単位 ・週2回を超える 程度(要支援2の み):3,704単位	-	·基本チェックリスト 対象者: 1,647単位 ·要支援1: 1,647単位 ·要支援2: 3,377単位 または1,647単位	
利用者負担	な	:L	現行の介護予防 サービスと同等	なし(予定)	現行の介護予防 サービスと同等	無料が基本 (実費負担が必要 なものもあり)

3 コース別のサービス利用

(状態に応じて必要なサービスを、必要な期間、提供するために、全件、 アセスメント結果に応じ、いずれかのコースを選択)

●:必ず利用する

〇:必要に応じて適宜利用する

▲:予防給付(介護予防支援)またはサポート事業(介護予防ケアマネジメント)のいずれか。網掛け部分が、居宅介護支援事業所に委託する可能性があるもの。

				保険(予	防)給付	吹田市	高齢者:	安心·自	信サポ-	小事業		
	対象者	コース名	ケアプラン	ケアプラン	各種	ケア: 作	プラン :成	訪問 サー		通所型 サービ ス	講座、教一般介護予防	コー ス 設 定
	(想定例)	7 771	期間	介護予防支援	サービス	ケアマ ネジメ ントA	ケアマ ネジメ ントC	訪問 型サポート サービ ス	訪問期 中ポード オード ス	通所 型サポート サービ ス	室など よる	えの ね ら い
①	訪問介護、通所介護を利用中	継続コー ス (今までど おり!)	最長1年	▲ (一部 委託)	0	▲ (一部 委託)		0		0	0	移行時の 不安・混乱 を防ぐ
2	介護者が入院する時など	期間限定 コース (今だ け!)	最長3か月	•	0	•		0		0	0	安心・軽している。 をもいる。 をも
3	退院後など、身体機能が低下 し、生活に不安・不便のある時	短期集中 コース (今こ そ!)	原則3か月 最長6か月	•	0	•		0	•	•	0	機能の回 復・向上
4	他のコースを利用しない場合 や、 他のコースの利用を終えた場 合	予防コー ス (今か ら!)	(請求は 初回月のみ)				•				•	利用支援 により介護 予防活動 の勧奨
	※保険(予防)給付のみ利用の	ケース		● (一部 委託)	•						0	

4 対象者別の利用可能サービス

<1号被保険者の場合>

要支援1、2の認定を受けているか、基本チェックリスト該当によりサポート事業を利用できる。

(基本チェックリスト該当者の場合、サービス量は要支援 1レベルまでで、保険(予防)給付は使えない)

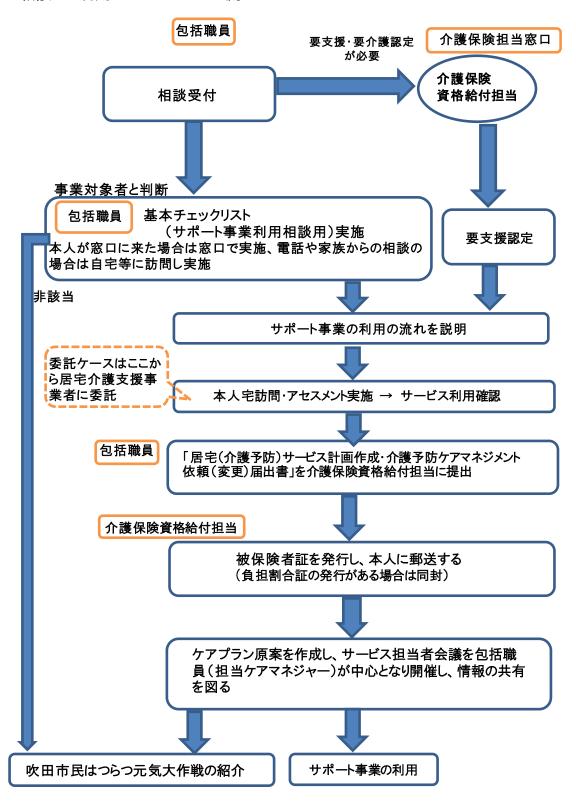
		支給限度額	保険(予防· 介護)給付	吹田市高	齢者安心・自信サポ	ポート事業	業一
		保険(予防)給付	各種	訪問	型サービス	通所型サービス	教室な業の
		サポート事業	サービス			通所型サポート サービス	な講予 座 事
サポー	基本チェックリスト 該当者	5, 003単位		·週1回程度		·週1回程度	0
- ト事業対	要支援1	5,003単位	保険(予防) 給付 (変更なし)	·週2回程度	·月1回程度		0
対 象 者	要支援2	10, 473単位	保険(予防) 給付 (変更なし)	·週1回程度 ·週2回程度 ·週2回程度 以上		·週1回程度 ·週2回程度	0
その	要介護1~5	変更なし	保険(介護) 給付 (変更なし)				0
他	非該当						0

<2号被保険者の場合>

サポート事業の利用にも必ず認定が必要!

		支給限度額	保険(予防· 介護)給付	高齢	者安心・自信サポー	事業	業一 _数 に般
		保険(予防)給付	各種	訪問	型サービス	通所型サービス	教室などとの講覧の
		サポート事業	サービス	訪問型サポート サービス	訪問型短期集中 サポートサービス	通所型サポート サービス	ど 座 防 、事
サポー	要支援1	5,003単位	保険(予防) 給付 (変更なし)	·週1回程度 ·週2回程度		・週1回程度	
対象者	要支援2	10, 473単位	保険(予防) 給付 (変更なし)	·週1回程度 ·週2回程度 ·週2回程度 以上	·月1回程度	·週1回程度 ·週2回程度	
その	要介護1~5	変更なし	保険(介護) 給付 (変更なし)				
他	非該当						

5 相談から利用までのおおまかな流れ



6 市外在住者、住所地特例者などの取扱い

(1)住民登録のない市町村に居住している被保険者で、住所地特例ではないケース

録があるA市の被		
市に居住		
吹田市		
0		
ī		
A市の		
包括から		
委託可── (※2)吹田市の		
介護支援事業所		
吹田市、近辺		
の指定サービ		
ス事業所		
吹田市、近辺の		
事業所		
/ 吹田市のサー		
ビスは受けられ		
ない		
利用のつど確		
認		

- ※1 ケアプラン原案の委託料は吹田市の決めた金額となる。
- ※2 ケアプラン原案の委託料はA市の決めた金額となる。
- ・府外の市町村が保険者で、居宅介護支援事業所へ委託する場合、国保連経由の居宅介護支援事業所へのケアプラン原案委託料の支払いができないため、直接払いとなる。
- ※3 吹田市では29年度は該当サービスなし。

(2)住所地特例者

		パター	-ン1	パターン2			
			A市内施設に入	所・入居し、A市	吹田市内施設(こ入所・入居し、	
			に住民登録を移	した吹田市の被	吹田市に住民登録を移したA市		
			保険者		の被保険者		
			吹田市	A市	A市	吹田市	
	住民登銀	录		0		0	
,	保険:	者	0		0		
,	居住:	地		0		0	
担当	当する包	括		居住地を担当 するA市の包 括		居住地を担当 する吹田市の 包括	
	『作成・ケーント依頼提			A市に提出 (A市から吹田 市に送られる)	A市(保険者)		
ケアプラン原案 作成		原案		(※1)A市の 包括が担当 (委託の可能 性あり)		(※2)吹田市 の包括が担当 (委託の可能 性あり)	
予以	方給付			A 市、近辺の 指定サービス 事業所		吹田市、近辺 の指定サービ ス事業所	
総	介護 予防 生活	現行相当		A市の指定事 業所		吹田市の指定 事業所	
松合 事業	支援 サー ビス	その他※3 介		A市の事業を 利用可		吹田市の事業 を利用可	

- ※1 ケアプラン原案の委託料はA市の決めた金額となる。
- ※2 ケアプラン原案の委託料は吹田市の決めた金額となる。
- ・府外の市町村が保険者で、居宅介護支援事業所へ委託する場合、国保連経 由の居宅介護支援事業所へのケアプラン原案委託料の支払いができないため、直接 払いとなる。
- ※3 吹田市では29年度は該当サービスなし。

7 サポート事業に関する請求について

(1)日割り請求について

① 介護予防訪問介護および、介護予防通所介護では月途中で契約、利用を開始した場合でも月額包括報酬での請求となっている。

② (これまでとの変更点!)

吹田市高齢者 安心・自信サポート事業(以下、「サポート事業」という。)における訪問型サポートサービスでは、月の途中で利用開始の契約を締結した場合は、月額包括報酬ではなく契約日を起算日とした日割り計算になる。(参照:「月額報酬の日割り請求に係る適用について」(平成28年3月31日厚生労働省事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料(確定版)より)

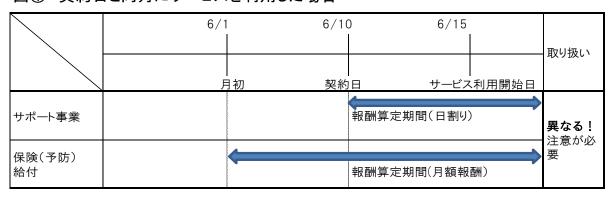
③(これまでとの変更点!)

サポート事業における、訪問型サポートサービス及び通所型サポートサービスでは、月の途中で利用開始の解除をした場合は、月額包括報酬ではなく、契約解除日までの日割計算となる。(参照:「月額報酬の日割り請求に係る適用について」(平成28年3月31日厚生労働省事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料(確定版)より)

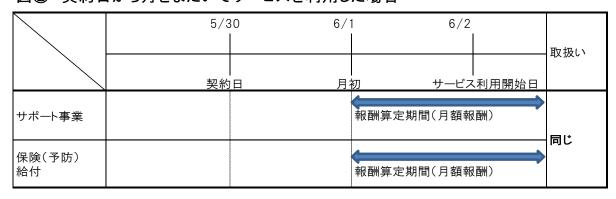
※なお、訪問型短期集中サポートサービスについては、市の作業療法士による生活行為機能向上を目指した訪問型サービスであり、自己負担がないサービスであるため、給付管理は必要としない。同時利用が必須条件である、通所型サポートサービスについては上記の日割り請求の考え方で給付管理を行う。

サポート事業では、利用者と訪問型サポートサービス事業者または通所型サポートサービス事業者との契約開始を事由として、契約日を起算日として日割り計算を行う(図①)。ただし、当該契約月にサービス利用がなく、翌月からサービス利用を開始した場合、当該契約月については日割り計算をすることなく、翌月の初日(1日)を起算日として介護報酬を請求する扱いとなる(図②)。

図① 契約日と同月にサービスを利用した場合



図② 契約日から月をまたいでサービスを利用した場合



このページは、

別添

平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省事務連絡

「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料(確定版)よりのPDF4ページをご覧ください。

月途中の事由、開始欄 利用者と契約の開始 月途中の事由、終了欄 利用者との契約解除 が追加となっています。

(2)サービス利用開始または認定更新時期における費用負担について

介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて(老発0605第5号平成27年6月5日)のp112~113に「サービス利用開始または認定更新時期における費用負担」として、要介護認定等の申請期間中のサービス利用と費用の関係が整理されている。ここで、「介護給付サービスの利用を開始するまでのサービス提供分は事業により支給。」とあり、その起算日は契約解除日となる。

(契約解除日とは、サービス提供事業所と利用者の契約解除日)

介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて(老発0605第5号平成27年6月5日)のp112~113

チェックリストと介護予防ケアマネジメントによりサービスを利用できる時期と、要支援認定又は要介護認定の時期がずれる場合におけるサービスに要した費用の支払いは以下の表のように整理する。

(留意事項)

○介護予防ケアマネジメントに関する費用の支払いについて

要介護等認定を受け、結果が要支援1・2の場合、予防給付からのサービス利用があれば、予防給付の介護予防ケアマネジメントの介護報酬が支払われることになり(国保連合会支払)、要支援認定を受けていない事業対象者(申請をしていない者や申請はしたが非該当となった者)又は要支援認定は受けたが総合事業によるサービス利用のみの場合にあっては、総合事業から介護予防ケアマネジメントの費用が市町村から支払われることになる。

○サービス事業に関する費用の支払いについて

要介護等認定を受け、認定結果が出る前にサービス事業の利用を開始していた場合、認定結果が要介護 1以上であっても、認定結果の出た日以前のサービス事業利用分の報酬は、総合事業より支給されるものとする。

○事業対象者としてサービス事業からサービス提供された後、要介護認定を受けた場合には介護給付サービスの利用を開始するまでの間にあっては事業対象者として取り扱う。

(表)要介護認定等の申請期間中のサービス利用と費用の関係

	給付のみ	給付と総合事業	総合事業のみ
非該当・ 事業対象者	全額自己負担	給付分は全額自己負担 介護予防ケアマネジメントも含めた事業分は事業 より支給	介護予防ケアマネジメン トも含めて、事業より支給
要支援認定	予防給付より支給	介護予防ケアマネジメントを含めた給付分は予防 給付より支給 事業分は事業より支給	介護予防ケアマネジメン トも含めて、事業より支給
要介護認定	介護給付より支給	介護予防ケアマネジメントを含めた給付分は、介護給付より支給 事業分は、介護給付サービスの利用を開始するまでのサービス提供分は事業により支給	介護給付サービスの利 用を開始するまでのサー ビス提供分は事業により 支給

(注)上記はそれぞれの認定を受けていることが前提。

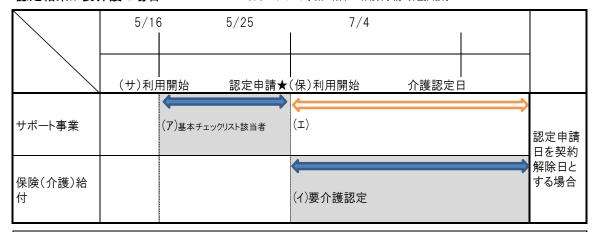
①認定申請日から暫定プランを組む場合

(認定結果の確定前から保険給付サービスを利用すると取り扱う)

※訪問(通所)介護の指定と、サポート事業の指定のある事業を利用する必要があります。

認定結果が要介護の場合

(サ)=サポート事業 (保)=保険(予防・介護)給付

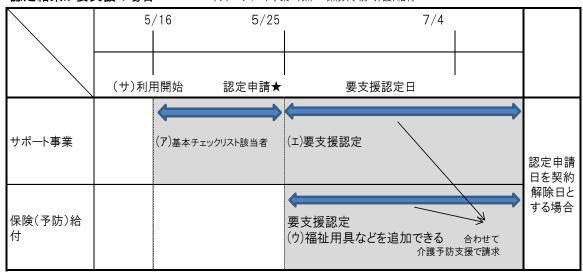


★認定申請日5/25に介護の届け出をし、暫定プランを作成する 結果が要介護なので

- (ア)サポート事業の利用中止までをサポート事業で請求。
- (イ)認定結果は認定申請日にさかのぼる。認定申請日から保険(介護)給付で請求。

認定結果が要支援の場合

(サ)=サポート事業 (保)=保険(予防・介護)給付



★認定申請日5/25に要支援の届け出をし、暫定プランを作成する。

結果が要支援なので、

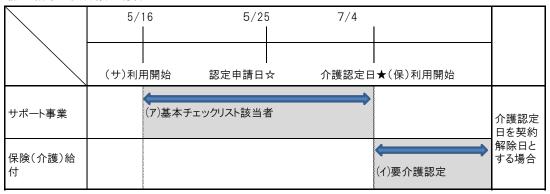
認定結果は認定申請日にさかのぼるが、要支援認定結果後もサポート事業のみを利用する場合(ェ)のプランは、引き続き介護予防ケアマネジメントとなる。(ウ)の保険(予防)給付が追加された場合のケアプランは介護予防支援となる。

②介護認定日から保険(介護)給付サービスを利用する場合(認定結果の確定後から保険介護給付サービス利用すると取り扱う)

※訪問(通所)介護の指定と、総合事業の指定のある事業を利用する必要があります。

認定結果が要介護の場合

(サ)=サポート事業 (保)=保険(予防・介護)給付



★認定結果が分かり次第、7/4以降に速やかに介護の居宅届け出を提出する。 結果が要介護なので

- (ア)認定申請期間中(総合事業開始から居宅届け出の前日まで)はサポート事業で請求。
- (イ)認定結果が分かり次第★、居宅届け出を提出し、保険(介護)給付で請求。

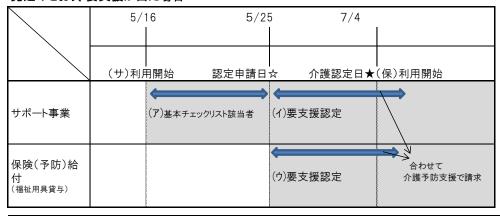
ポイント!要支援認定結果が出た場合は、前ページの「認定結果が要支援の場合」の例と同じです。

③(注意例)サポート事業(訪問型サポートサービス、通所型サポートサービス)を継続利用中に、「要支援が出ると見込んで、認定申請日から福祉用具貸与を追加したら、要介護認定が出た」という場合の考え方

※訪問(通所)介護の指定と、総合事業の指定のある事業を利用する必要があります。

見込みどおり、要支援が出た場合

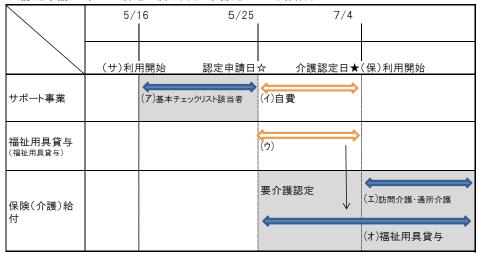
(サ)=サポート事業 (保)=保険(予防・介護)給付



・認定申請日に要支援の届出をし、結果が要支援なので認定申請日にさかのぼり(ウ)保険(予防)給付が追加させるのでケアプランは介護予防支援となる。

見込みとは違い、要介護が出た場合で

☆認定申請日5/25に居宅の届け出をし、暫定プランを作成するパターン



☆認定申請日5/25に居宅の届け出をし、暫定プランを作成する場合

- ・結果が要介護なので、5/25からは保険(介護)給付となる。
- \cdot (ア)のサポート事業が算定できるのは、5月24日まで(5月は16日から24日まで日割)。(イ)の期間に利用したサポート事業は、保険(介護)給付では請求できず、自費になる。
- ・7/4以降の訪問介護・通所介護は(エ)で保険(介護)給付の実績として請求できる。
- ・(ウ)の期間に利用した福祉用具貸与は(オ)として、保険(介護)給付の実績として請求できる。

見込みとは違い、要介護が出た場合で

★認定結果が分かり次第、7/4以降に速やかに介護の居宅届け出を提出するパターン



★認定結果が分かり次第、介護の居宅届け出を提出する場合

- ・認定の結果が出るまでの期間=(ア)と(イ)の期間、はサポート事業での請求となる。(5月と7月が日割り。6月が包括報酬)
- ・保険(予防)給付と見込んで貸与を受けた(ウ)の福祉用具貸与は、サポート事業にはないサービスメニューなので請求できず、自費となる。
- ·7/4の介護の届け出以降は、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与のすべてが保険(介護)給付(エ)(オ)となる。

【介護予防・日常生活支援総合事業に関する介護報酬の請求についてのQ&A】

NO	質問	回答
1	月額報酬で設定されている吹田市高齢者安心・自信サポート事業(以下、「サポート事業」という。)については、日割り計算が適用されるということだが、入院等で一時的にサービス利用を中断されていた方が月途中で退院されサービス利用を再開された場合、日割りを適用するのか。	医療機関の入院に伴い月途中でサービス利用が中断したことのみをもって日割り計算は行わず、利用者とサービス事業者にいったんサービス利用契約を解除するかたちとなることの確認を行ってください。日割り請求する場合は、契約解除日を起算日として日割りとします。
2	「利用者との契約」とは、利用者とサービス事業 者間の契約のことでよいか。	そのとおりです。
3	「利用者との契約解除日」とはいつか。	利用者、サービス事業所双方が、契約解除日と合意した日が契約解除日になると解釈される。
4	契約日とサービス利用開始日は同一としなくては ならないのですか。	必ずしも契約日とサービス利用契約開始日を同一にする必要はありません。契約日とは契約締結した日であり、別の日を契約日と定めてあれば、その定めてある日となります。契約日をいつとするかについては、利用者とサービス事業者との合意のうえで決定していただくことが重要です。契約日や契約解除日について利用者と合意する際は、社会通念から考えて利用者が著しく不都合となる取扱いとならないように、御留意下さい。適切に介護予防ケアマネジメントを行うため、サービス担当者会議等で契約日や契約解除日の条件(サービス提供最終日を契約解除日とする等)について確認し、確認した事項を介護予防支援・介護予防ケアマネジメント経過記録へ記載するよう努めてください。
5	月額報酬に係る日割り計算の取り扱いについて、 契約日を起算日とするのか、初回サービス提供 日を起算日とするのか。	サポート事業の月額報酬における日割り請求については、 月途中でサービスを開始した場合は契約日、月途中でサービスを終了した場合は契約解除日を起算日として日割り計算を行うこととされている。
6	サポート事業の実施にあたり、月額報酬のサービスについて、日割りが導入されたが、月途中でサービス事業所を変更した場合の取り扱いはどうなるのか。	事業所を変更する場合は、従来の介護予防訪問介護、介護予防通所介護の場合と同様に、契約日または契約解除日を起算日として、それぞれのサービス事業所で日割り請求となる。
7	予防プラン(介護予防ケアマネジメント)のサービス期間と契約日が相違している場合、どうなるのか。	契約日をもとに算定する。

月の途中で利用者が他の保険者に転出する場合は、それ 月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場 ぞれの保険者において月額報酬の算定を可能とする。な 合はどうなるのか。 お、保険者とは政令市又は広域連合の場合は、構成市区 町村ではなく、政令市又は広域連合を示す。 要介護認定申請と同時に基本チェックリストによりサポート 事業のサービスを受ける場合は、介護予防ケアマネジメント によるケアプランに基づきサポート事業を利用するが、認定 要介護認定申請等と同時に、基本チェックリスト により介護予防ケアマネジメントを開始後、要介 結果が要介護1以上となり、保険(介護)給付の利用を開始 護1以上の結果が出た場合、同月内に保険(介 する場合は、居宅介護支援事業所による居宅介護支援に 移行することとなる。 護)給付を利用するまでの地域包括支援セン ターが作成するケアプランと、認定結果に基づい なお、月の途中までサポート事業を利用していた者が、要介 て保険(介護)給付について居宅介護支援事業 護1以上の認定結果の通知に伴い、居宅介護支援に切り替 所が作成するケアプランの2件が存在することに えた場合は、給付のルールに準じて月末の時点で居宅介護 なると考えてよいか。また、その場合は、介護予 支援を行っている居宅介護支援事業所が給付管理を作成 防ケアマネジメント費と居宅介護支援費をそれぞ して提出することとし、併せて居宅介護支援事業費を請求 れ請求でき、支給限度額管理はどうなるのか。 することとなる。また、この場合の区分支給限度額管理は、 地域包括支援センターと居宅介護支援事業者が連携を取 り合って行う。 【(③注意例)の3パターンを参照】 要介護認定は申請日にさかのぼって認定有効期間が開始 し、また要介護者はサポート事業を利用することができない ため、サポート事業を利用した基本チェックリスト該当者が 要介護1以上の認定となったことにより全額自己負担となる ことを避けるため、保険(介護)給付の利用を開始するまで 基本チェックリストによりサポート事業対象者とし の間はサポート事業を継続することを可能としている。 てケアマネジメントを申請し、訪問型サポートサー お尋ねの場合、要支援認定と同時に、保険(予防)給付で ビスを利用していた者が、要支援認定申請を行 ある福祉用具貸与の利用を開始しているため、申請日にさ 10 い、介護予防支援の暫定プランに基づいて訪問 かのぼって要介護者として取り扱うか、基本チェックリスト該 型サポートサービスと福祉用具貸与を利用してい 当者のままとして取り扱うかによって、以下のような考え方と たところ、要介護1と認定された場合は、サポート 事業分については全額自己負担となるのか。 ①要介護者として取り扱うのであれば、サポート事業は利用 できないため、サポート事業の訪問型サポートサービスが全 額自己負担となり福祉用具貸与のみ給付対象となる。 ②基本チェックリスト該当者のままとして取り扱うのであれ ば、サポート事業の訪問型サポートサービスの利用分を事 業で請求することができ、福祉用具貸与が全額自己負担と なる。

参考【月途中で要支援~要介護になった場合の処理(まとめ)】

給付管理票・サービス計画費

項	目	扱い	
支給限度基準額		重い方の要介護度のものを適用	
要介護度で単位数が異なる	るサービス	その日の要介護度に応じた単位数	
月額報酬のサービス		それぞれの要介護度の日割り	
公 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	要介護状態区分	重い方の要介護度を記載	
給付管理票	支給限度額基準	重い方の要介護度のものを記載	
サービス計画費の請求	要支援から要介護	居宅介護支援事業者が請求できる	
ソーに人計画質の調水	要介護から要支援	介護予防支援事業者が請求できる	

要支援者・基本チェックリスト該当者の利用するサービスのコードについて

平成 29 年 4 月にサポート事業が始まりますが、サポート事業への移行は、 認定の更新を待って順次移行するため、平成 29 年度については、利用するサ ービスコードが変わります。

1 要支援認定の認定有効期間開始日が平成 29 年 3 月 31 日以前の人 従来の介護予防訪問介護・通所介護を利用します。

2 要支援認定の認定有効期間開始日が平成29年4月1日以降の人、または、 基本チェックリストに該当した人

- (1) 訪問型サービスは、介護予防事業者の指定を受けた時期により、サービスコード表が変わります。
- (2) 通所型サービス

吹田市が他市町村とは異なるサービスコードA6(通所型現行相当サービス)を使用するため、全ての通所の事業が吹田市の指定を受けていただき、現行相当サービスを提供できます。

【サービスコード】

	対象者の条件	サービスコード
介護予防訪問介	平成 29年3月31日の時点で要支援の認定を	61
護	受けており、次の認定更新開始までの場合	
訪問型サポート	認定の有効期間開始日が、平成29年4月1日	A1(訪問型現行
サービス	以降で、みなし指定の事業所(平成27年3月3	相当サービス)
	1日までに介護予防訪問介護の指定を受けた事	
	業所)を利用する場合	
	認定の有効期間開始日が、平成29年4月1日	A2(訪問型現行
	以降で、新たな指定を受けた事業所(平成27年	相当サービス)
	4月1日以降に介護予防訪問介護の指定を受け	
	た事業所)を利用する場合	
介護予防通所介	平成 29 年 3 月 31 日の時点で要支援の認定を	65
護	受けており、次の認定更新開始までの場合	
通所型サポート	認定の有効期間開始日が、平成29年4月1日	A6(通所型現行
サービス	以降で総合事業を行う事業所(新たな指定が必	相当サービス)
	要)を利用する場合	(吹田市独自)

※サービスコード表には1回算定のコードがありますが、吹田市では使用しません。